

コンプライアンス(法令遵守と企業倫理)

企業倫理規程

当社の役職員が法令を遵守し、社会的な良識を持って行動するための5項目の「行動の原則」と14項目の「行動基準」を定めています。「行動の原則」は、日常の業務遂行において留意すべき事項をまとめたものです。

■企業倫理規程より抜粋「行動基準」は「行動の原則」を基に、さらに具体的な指針を示したものです。

行動の原則

1. 法令・社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行う。
2. 持続的発展が可能な社会の構築に参加する。
3. すべての人の基本的人権を尊重する。
4. 利害関係者との公正で透明な関係を維持する。
5. 社会の一員であることを自覚し、より良い社会の実現を目指す。

行動基準

1. 顧客・ユーザーとの良好な関係
2. 安全性と品質の確保
3. 公正で自由な競争
4. 適正な購買取引
5. 会社情報の適正な開示
6. 重要な情報の適正な管理
7. 知的財産権の保護と尊重
8. 労働条件と職場環境の整備
9. 人権と個性の尊重
10. 環境問題への取り組み
11. 適正な会計処理と納税
12. 政治、行政との健全な関係
13. 反社会的勢力の排除
14. 私的行為の禁止

内部通報・相談窓口

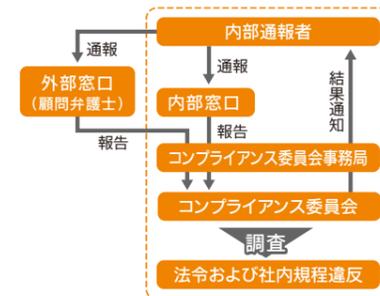
業務上の指揮命令系統から独立した報告ルートを設定することにより、通常では発見しにくい職場での問題(法令および社内規程違反や社会規範に反する行為)を早期発見することを目的として内部通報・相談窓口を設置しています。

内部通報・相談窓口は、社内の内部窓口のほかに顧問弁護士を窓口とした外部窓口も設置しています。

今年7月、新たに女性担当者を内部窓口に配置し、さらに容易に通報・相談が可能な環境を整えました。

内部通報者は、正当な理由に基づいて内部通報を行ったことを理由として、不当な取り扱いを受けないことを「企業倫理規程」で保障しています。また、匿名による通報も可能とするなど、通報者のプライバシー保護についても配慮しています。

内部通報・相談のフロー図



*内部窓口はコンプライアンス委員会事務局、または、女性担当者が行います。

コンプライアンス委員会

法令や社内規程を守り、公正で誠実なコンプライアンス経営を強化するために、コンプライアンス委員会を設置しています。会長を委員長とする組織で、役職員に対する意識啓発、法令違反行為の通報受付と事実関係の調査、再発防止策の検討を行っています。2019年度は5回開催しました。

公正で適正な業務活動を徹底するための体制

当社は、「コンプライアンスの精神に則った企業経営を行う」ことが経営の基本であるという認識のもと、コンプライアンス推進体制の強化を図り、コンプライアンスに対する意識の向上と関係法令を遵守した業務活動の徹底に継続的に取り組んでいます。

コンプライアンス対策室

本部、事業所から独立した会長直轄のコンプライアンス対策室を設置し、コンプライアンス委員会との連携により、独占禁止法その他関係法令等を遵守した事業活動の徹底を図るための企画、立案、実施を行っています。

また、内部監査室との連携により、事業所におけるコンプライアンス活動のモニタリングを実施しています。

法令遵守支援委員会

コンプライアンス対策室を支援する専門組織として、「法令遵守支援委員会」を設置しています。支援委員会は外部専門家で構成し、コンプライアンス対策室が実施する活動に対し専門的な助言を行うほか、全事業所を対象に、法令遵守のためのセミナーを開催し、啓発活動を行っています。

リスクマネジメント

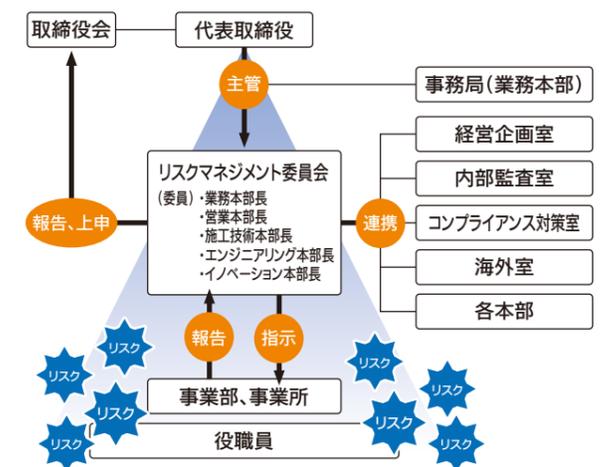
リスクマネジメントの方針・体制

当社が永続的に価値を提供し続けるために、リスクの顕在化を未然に防止し、顕在化したリスクを極小化するべくリスクマネジメント体制を構築しています。リスクマネジメント方針を定め、全体最適型のリスクマネジメントを継続的にを行います。

また、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置しています。同委員会は、リスクマネジメントに関する決定事項の討議等を行い、取締役会に報告を行っています。なお、やむを得ず危機が発生した場合には、同規程に基づいて対策本部を設置し、損失を最小に抑えるよう危機管理体制を構築しています。

さらに、リスクセンスを向上させながら、健全な組織を作り上げていくために、2020年7月に管理職向けの「リスクセンス研修」を実施しました。

リスクマネジメント体制



主なリスクと対応策

リスク	内容	対応策
情報漏洩リスク	情報の不正使用・外部への漏洩、情報システムの停止・誤作動等	「セキュリティハンドブック」等の発行、情報セキュリティ教育の実施
人材リスク	採用計画の未達、人材流出等や士気の低下等	働き方改革の推進、ストレスチェックの実施
法的リスク	法令等の遵守、契約行為、各種制度変更への対応等	コンプライアンス教育の実施、内部通報制度
自然災害リスク	台風、河川の氾濫、地震等の自然災害	事業継続管理(BCM)の策定、安否確認システムの導入
施工リスク	安全性、施工物件の品質劣化等	安全衛生管理計画の策定、現場パトロールの実施
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化、契約不履行等	信用状況に応じた与信管理の手続き、外部機関からの客観的な評価

情報セキュリティ強化への取り組み

役職員に対し、社内イントラネットに「情報システム利用ガイドライン」を掲示しており、電子機器利用に関する日常の注意点を周知しています。

e-ラーニングによる情報セキュリティ教育や標的型攻撃メール対応訓練を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図り、情報漏洩等の事故を未然に防止しています。また、工事現場(作業所)の情報セキュリティ強化を目的とした、「作業所のネットワーク構築ガイドライン」および「作業所の情報セキュリティガイドライン」を制定し、具体的な情報セキュリティ対策や、作業所の関係者を対象とした情報セキュリティ教育を実施しています。

実施内容	実施時期
e-ラーニング	2020年2月
標的型攻撃メール対応訓練	2020年8月

事業継続管理(BCM)の制定

近年、頻発している大規模災害や事故等が発生した場合に「事業継続計画(BCP)」を有効に機能させるため、教育・訓練を通じた計画の見直しと、改善を繰り返して



事業継続管理(BCM)

くPDCAの仕組みを取り入れた「事業継続管理(BCM)」として再構築いたしました。「事業継続計画」の有効性を高め、有事の際に機能する計画として維持してまいります。